

議案第73号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和5年10月23日

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三田市国民健康保険税条例（昭和32年三田町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者1人につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産した日）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者1人につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者1人につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均

等割額 当該出産被保険者 1 人につき第 7 条の規定により算定した被保険者均等割額の 1/2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者 1 人につき第 8 条の規定により算定した所得割額の 1/2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者 1 人につき第 9 条の規定により算定した被保険者均等割額の 1/2 分の 1 の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乘じて得た額

第 22 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第 22 条の 3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単体妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにできる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにできる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにできる書類

3 第 1 項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の 6 月前から行うことができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について第 1 項各号に掲げる事項及び第 2 項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認する

ことができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の三田市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。